

生徒指導は、児童がお互いの人格を尊重し、個性の伸長を図るとともに、個々の特性を生かしつつ、集団生活や社会生活を円滑に進めていけるような資質や能力の向上を図るものである。

児童が自ら判断し、行動し、その結果に責任をもつという自己指導能力を育成していくために、以下のような規程を定め、指導を行う。

なお、指導にあたっては、子どもの権利条約にある「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4本の柱を基に児童生徒一人ひとりと丁寧に向き合うことを旨とする。

## 第一章 総則

### 第1条 目的

この規定は、本校の教育活動を充実させる観点から必要な事項を定めるものである。

## 第二章 学校生活に関すること

### 第2条 登下校

- 1 登下校は、決められた通学路を安全に歩行し、交通事故防止に努める。
- 2 始業時刻は、8時15分。
- 3 登校は、7:45~8:00の間に学校に着くよう、考えて登校する。
- 4 下校時は、なるべく誘い合わせて複数で帰るようにする。
- 5 欠席・遅刻の場合、7時30分から8時10分までに保護者が電話かteturuで連絡する。
- 6 けが等の特別な場合を除いて、原則として徒歩で登校する。また、車で送迎する場合は、必ず大門から入ったスペースに停める。
- 7 病気・けが等の理由で早退する場合、保護者が保健室又は職員室に迎えに来る。保護者との連絡が取れない場合は、学校で待機させる。
- 8 家庭の事情で早退する場合は、必ず保護者からの連絡（連絡帳・teturu・電話等）が必要。児童を確実に保護者に引き渡せるように、児童は職員室又は保健室で待機させる。

### 第3条 服装及び上履き等

- 1 服装は自由服とするが、活動しやすいものとする。（性犯罪防止のために配慮する。）
- 2 シューズの色は白。週末には、持ち帰って洗う。
- 3 体育は、体操服（赤白帽子・体操シャツ・ハーフパンツ）に着替える。洗濯が間に合わないなど理由がある場合は、白のTシャツや長袖シャツでもよい。但し、冬期（11~3月）については、必要に応じて上着を羽織ってもよい。下は動きやすいズボンやジャージの着用も可とする。
- 4 体操服はハーフパンツ・ズボンの中に入れる。体操服から下着が出ないようにする。
- 6 体育の時の靴下は運動が行いやすいものをはく。（タイツ・ニーハイソックス・スパッツははかない。）
- 7 体操服で登下校をしない。（行事やクラブ活動など許可があった場合をのぞく。）
- 8 冬期は、登下校のみマフラーや手袋、ネックウォーマーなどの着用可。（但し校内では外す。）耳当ては、音が聞こえにくい  
ため禁止。事故防止のため、フードをかぶって登下校したり、学習したりしない。（体の調子の悪いときや事情のある場合は、上記の限りではない。）
- 9 体の調子が悪いときや事情のある場合は、カイロを持ってきてよい。ただし、ポケットから出さない。

#### 第4条 見だしなみ

- 1 校内では名札をつける。
- 2 後ろ髪が肩にかかるときは結ぶ。  
シュシュや髪飾りは禁止。前髪をとめるピンについては、体育の時間に危険のないようなものにする。

#### 第5条 所持品

- 1 ランドセルで登校する。(遠足・修学旅行・運動会などはこの限りではない。) ランドセルには防犯ブザー、防犯笛以外はつけない。お守りはランドセルのポケットの中に入れておく。
- 2 学習に必要なものを持ってこない。
- 3 携帯電話の持ち込みは、原則として禁止する。
- 4 筆箱には、削った鉛筆5本程度、消しゴム(消しやすいものがよい)1個、ものさし、赤鉛筆または赤青鉛筆、(5・6年生は赤青ボールペンでも良い) ネームペンを入れる。
- 5 シャープペンシルは使わない。学年に応じて必要なものがあれば、担任から連絡する。

#### 第6条 タブレット端末使用

- 1 学校で指定した学習活動に関係すること以外でのタブレット端末の使用はしない。また、学習に関係のないインターネットサイトの閲覧や利用、SNSの書き込みや配信はしない。
- 2 タブレット端末及びケースの故障・破損・紛失があった場合、速やかに学校に知らせる。家庭で判断して修理に出したり、廃棄したりしない。
- 3 タブレット端末の貸し借りはしない。
- 4 個人情報(ID、パスワード、自分や家族、友人などが判別できる写真、動画、成績、住所など)を他の人に教えたり、見せたり、インターネット上に登録したり、情報発信したり、聞き出したりしない。
- 5 他の人のデータや提出したものを許可なく変更したり、削除したりしない。
- 6 取り扱いの詳細は「タブレット端末活用のルール」(別紙)に従い、安全に利用する。

#### 第7条 校内生活

- 1 学校を出て、忘れ物を取りに帰らせることはしない。また、児童の電話使用は、原則として認めない。緊急を要するものについては、担任が連絡する。
- 2 学校の用具、施設は大切に使う。破損、紛失した場合は、必ず連絡する。場合によっては、弁償する。
- 3 「性的マイノリティ」への柔軟な対応については、学校と保護者や関係機関が連携し、児童生徒がよりよい学校生活をおくることができるような環境整備や、対応、支援の在り方を考える。

### 第三章 校外での生活に関すること

#### 第8条 校区外

- 1 住んでいる地域以外に出る場合は、原則として保護者同伴とする。
- 2 特別な事情のある場合は、保護者が責任をもって許可する。

#### 第9条 校外生活

- 1 自転車は、家の人の許可をもらって乗る。
- 2 ヘルメットをかぶって左側通行をする。
- 3 1・2年生は道路では乗らない。
- 4 交通ルールを守り、正しく乗る。

## 第10条 遊び

- 1 子どもだけで海・川・池に行かない。釣りに行く場合は必ず大人といっしょに行く。
- 2 火遊びは絶対にしない。(花火は、大人といっしょにする。)
- 3 ローラースケートやスケートボードは、道路上では絶対にしない。
- 4 エアーガン・レーザーポインターなどの危ない道具は、使用しない。
- 5 ゲームやテレビの時間は、長時間にならないように、家の人と相談して決める。
- 6 危険な場所には、絶対に立ち入らない。(池・崖・テトラポット・資材置き場・廃屋等)
- 7 大人が留守の家では遊ばない。
- 8 私用地(駐車場や人の家の庭、空き地など)には入らない。

## 第11条 放課後・休日について

- 1 夕方の町内放送があったら、すぐに帰宅する。
- 2 知らない人の誘いには、絶対に乗らない。
- 3 友達同士の金銭や物の貸し借りはしない。(おごったり、おごられたりもしない。)
- 4 用もないのに子どもだけでスーパーやコンビニエンスストア等に入出入りしない。
- 5 児童だけでの夜間外出はしない。

## 第四章 特別な指導に関する事

### 第12条 問題行動への特別な指導

次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、保護者と連携し特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
- (2) いじめ、指導無視、暴言、その他本校の規則等に違反する行為
- (3) その他、学校が教育上必要と判断した行為

### 第13条 特別な指導

特別な指導では、説諭、反省文を書かせるなど、発達段階に応じた反省指導を行う。

- (1) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省、再発防止のための具体的な約束や取組を行う。
- (2) 別室反省指導の場所は校長室または相談室を基本とする。指導期間は、1時間から半日を目安とする。  
ただし、問題の程度やくり返し等により指導期間を延長する。
- (3) 別室指導では、次の内容を振り返る。
  - ①なぜそのような行為をしたのか。
  - ②その行為の結果どうなったのか。(誰に迷惑をかけたのか。)
  - ③どのような行為がいけなかったのか。
  - ④今後、自分はどのように行動するのか。
- (4) 学校長が必要と判断した場合は、教育委員会、警察等の関係機関と連携する。
- (5) その他、問題行動対応一覧表に準じて、指導を行う。

### 第14条 規定の周知・見直し

児童に対しては、この規定をふまえて別に作成する「波多見小学校のきまり」等を用い、指導の徹底を図る。  
保護者に対しては、入学説明会、懇談会などで直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。

生徒指導規程の内容については、社会環境の変化に柔軟に対応するため、教職員、児童、保護者などが、必要に応じて確認や議論を行う機会を設ける。

#### ◆問題行動対応一覧表

		指導段階	指導内容の方法
一般的な 指導の段階	1	生徒指導規定に対する違反	①事実確認 ②口頭注意 ↓必要に応じて ③個別指導 (校長, 教頭, 担任, 学年主任, 生徒指導部) ↓ 必要に応じて ③保護者連携(連絡, 来校要請, 家庭訪問等)
特別な 指導の段階	2	いじめに関する事	①事実確認 ↓状況に応じて ②別室指導(説諭, 反省文等) ③保護者連携(連絡, 来校要請, 家庭訪問等) ④謝罪 ※状況に応じて警察, 関係機関と連携する。
	3	法令・法規に違反する行為	①事実確認 ②別室指導(説諭・反省文等) ③保護者来校要請 ④必要に応じて警察と連携
	4	重大な緊急対応 生命の危機にかかわるような犯罪や行為, 学校全体の秩序は脅かされ, 児童生徒が安心して登校できない状況を作る行為	①事実確認(可能なかぎり) ②警察, 関係機関と連携 ③教育委員会と連携